

埼玉県国民健康保険運営推進会議 ワーキンググループ設置要綱（案）

（目的）

第 1 条 埼玉県国民健康保険運営推進会議設置要綱第 5 条に基づき、埼玉県国民健康保険運営推進会議（以下、「推進会議」という。）に次に掲げるワーキンググループを設置する。

- （1）財政運営ワーキンググループ
- （2）事務処理標準化ワーキンググループ
- （3）保健事業ワーキンググループ

（構成団体等）

第 2 条 各ワーキンググループの構成団体、職位及び協議事項は、推進会議において別に定める。

（構成団体の任期）

第 3 条 前条で定める各ワーキンググループ構成団体の任期は、当該構成団体となった日の属する年度の翌々年度の 3 月 31 日までとする。

（運営）

第 4 条 ワーキンググループは、必要の都度、埼玉県保健医療部国保医療課長が招集し、主宰する。

2 埼玉県保健医療部国保医療課長は必要があるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第 5 条 ワーキンググループの庶務は、埼玉県保健医療部国保医療課において処理する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 月 日から施行する。